

—地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(区)—
静岡市の動物愛護行政のあゆみ

溝口善則[†] (静岡市動物指導センター所長)



はじめに

本市は、東に富士山を仰ぎ、西に安倍川の清流を望み、東京・名古屋の中間点に位置しており、平成15年に旧静岡市と旧清水市の合併により、現静岡市として発足した。平成17年に、政令指定都市の仲間入りを果たした(人口約

72万人)。

静岡市動物指導センター(以下「指導センター」という。)は、狂犬病予防・蔓延防止を目的として、昭和55年に現在の指導センターの姿として業務を始めた。開設当時、保健所政令市としての市保健所・公衆衛生部門の1係という位置付けで「畜犬管理センター」の名称で業務を開始した。この施設の建設コンセプトとしては、以

前からあった畜犬管理センターの機能を維持しつつ犬抑留所として最新の設備を有する施設をということで狂犬病予防を軸とした施設として業務を開始した。この当時、本市においては「動物の保護及び管理に関する法律」に関する所掌事務は、総務課という変則的な状況であった。今後、所管するであろう動管法に対応すべく昭和57年「動物指導センター」と名称変更し、現在に至る(図1)。その後、全国各地で管理センターを改築する際に、狂犬病予防関係と動物愛護を採り入れた施設が各地で建設されるようになった。本市でも動物愛護に向けた関心が高まり、動物愛護館建設の要望と動物愛護の啓発及び幼小児の情操教育を軸としたペット動物に関する情報発信基地が必要という判断で、「動物愛護館」(以下「愛護館」という。)を建設し、現在に至っている(図2)。この愛護館は、指導センターに附置する形で運営



図1 動物指導センター 事務棟

静岡市動物指導センター

〒421-1222 静岡市葵区産女953 ☎054-278-6409

敷地面積 1454.02m²

建築延面積(鉄筋コンクリート造2階建) 448.23m²

管理棟 243.00m² 1階:事務室・治療室・薬品庫
 2階:会議室・倉庫・休憩室

抑留棟 205.23m² 成犬室4・子犬室2・猫室1・
 飼料室1・安置室1・焼却炉2基

静岡市動物指導センター動物指導第2担当

〒424-0053 静岡市清水区洪川2-12-1

☎054-349-4570



図2 動物愛護館 全景

静岡市動物愛護館

〒421-1222 静岡市葵区産女954

☎054-278-4070

敷地面積 1566.31m²

建築延面積(鉄筋コンクリート造2階建) 286.91m²

1階:展示室・グルーミング室

2階:講義室

動物舎 13m²

ふれあい広場 215m²

屋外催事場 205m²

[†] 連絡責任者: 溝口善則(静岡市動物指導センター)

〒421-1222 静岡市葵区産女953 ☎054-278-6409 FAX 054-278-2987

E-mail: mizoguchil-awa@city.shizuoka.lg.jp



図3 上から、ワンワン教室，動物愛護館まつり

し、平成18年度より静岡県動物保護協会を受託者として指定管理により運営している。

2 動物愛護館

昭和62年頃より、前述のとおり市民の動物愛護への関心が高くなり、これに応える中核的な施設整備が求められるようになってきた。時あたかもバブル経済の真ただ中、愛護館建設に取り掛かることとなった。この時点で、犬に関する施策が90%以上を占める状況の中で、愛護館建設計画がスタートした。

仔犬と市民が自由に遊べるふれあい広場・PCを通じゲームや動物に関する様々な情報を得るための展示、視聴覚教育・ワンワン教室の開催・グルーミングの実技指導等を常設として平成元年に開館した。そして、毎月第3日曜日には動物に関するイベントを実施することとし、ペット動物に関する様々な行事を採り入れている(図3)。

開館当時は、知名度が低く9,000人(平成元年)の来館者にとどまったが、翌年から12,000人から15,000人前後で推移していた。しかし、平成16年には11,000人台まで落ち込み、全職員が大きな危機感を持った時であった(表1, 図4)。

平成10年頃より、フル稼働状態であった展示機器の消耗が激しく、取り換え時期にあった。この時、投入資金の費用対効果や愛護館に本当に必要なものは何かを議論した結果、機器の整備より動物とふれあうことや各種の情報を発信することの方が大事ではないかという結論

表1 来館者数

年	来館者数(人)	年	来館者数(人)
元年	9,000	11	15,625
2	12,145	12	14,326
3	12,732	13	17,367
4	13,928	14	14,267
5	14,397	15	13,707
6	12,986	16	11,975
7	13,784	17	15,285
8	13,462	18	15,459
9	12,132	19	17,534
10	14,125	20	16,510
		21	19,207

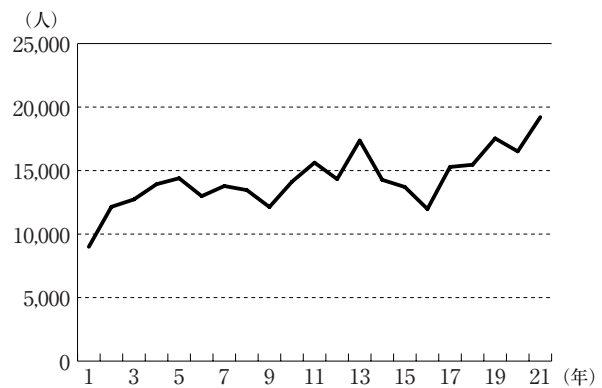


図4 動物愛護館来館者数の推移

を得た。これにより、イベント内容の見直しや来館者からのアンケートを実施し要求要望をまとめた結果を反映させることとした。

平成18年より指定管理者制度を導入し管理運営は、静岡県動物保護協会が行い、民間の発想による運営やイベントを導入することで来館者減少に歯止めをかけることができた。平成21年には19,207人の来館者があり、20,000人を視野に入れた中で事業計画を練るまでになった。

このように、幾多の苦難の末、犬猫をはじめとしたペット動物の情報発信基地としての動物愛護館が、市民にも認知されその存在は欠かせないものになっている。

3 仔犬のふれあい広場

愛護館の開館当初より目玉的な存在として、ふれあい広場がある(図5)。指導センターで引取った仔犬の健康状態をチェックした後、ふれあい広場に放ち、来館者が仔犬と自由に触れ合い、一定期間が過ぎると希望者に譲渡する事業である。最盛期には145頭(平成11年)の仔犬を譲渡したが、平成13年頃より行き詰まりを見せ始めた(表2, 図6)。

仔犬が広場で来館者に愛嬌をふりまく姿は、愛護館のシンボルである。人も犬も大喜びで、これが目当てで来館する人が多くいる状況である。しかし、犬の飼い主が



図5 上から、ふれあい広場での様子、ふれあい広場での仔犬達

無用な繁殖に神経を使うようになり、仔犬の引取り等が少なくなった結果が仔犬の減少に繋がっている。以前は、生まれた仔犬のいく末を案じている飼い主と新たな飼育を希望する人との仲立ちする形で、譲渡会を年数回開催していた。この譲渡会も、平成13年を境に減少の一途を辿り、仔犬の提供が1頭も無い年があり、平成17年を最後に打ち切りとなった。

仔犬が減少し、新たに犬の飼育を希望する人達に仔犬を、思うように提供できない状況となり、ふれあい広場に入る仔犬も減少した。広場に犬がいない状況が長く続くこともあり、来館者からは、「仔犬がいない愛護館は魅力が無い」「なぜ、犬がいないの?」という意見が多く寄せられるようになった。しかし、この広場に仔犬が入るのは、行き場を失った犬達が最終手段として、ここにいる実態を説明すると大部分の人が納得する。最近では、ここに仔犬がいないことは全体からみればとても良いことだと理解してもらえるようになった。

4 成犬譲渡

平成14年頃より、仔犬に限っての譲渡事業に先行不安が生じてきた。仔犬が減少し、譲りたくとも仔犬がいない状況が現実となった。全国の各自治体でも同じような状況で苦慮していることや苦肉の策で行った「成犬譲渡事業」が予想以上に成果を挙げている等が、会議や研修会の場で報告されるようになった。本市でも早速、実施している自治体の視察や照会等で情報収集を行い、平

表2 犬譲渡の状況

年	ふれあい広場	譲渡会	成犬譲渡	譲渡会・成犬	合計
元年	131	139		139	270
2年	119	112		112	231
3年	89	79		79	168
4年	61	76		76	137
5年	84	89		89	173
6年	69	91		91	160
7年	70	62		62	132
8年	96	69		69	165
9年	95	49		49	144
10年	101	28		28	129
11年	145	40		40	185
12年	117	40		40	157
13年	126	19		19	145
14年	108	0		0	108
15年	81	23		23	104
16年	78	18	25	43	121
17年	105	10	15	25	130
18年	111		33	33	144
19年	82		37	37	119
20年	38		34	34	72
21年	40		37	37	77

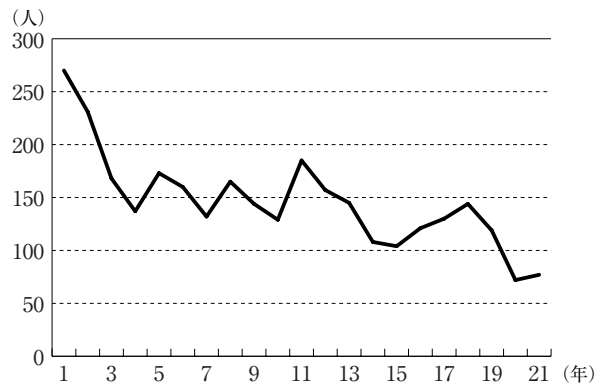


図6 犬譲渡の状況

成16年より実施することとした(図7)。

その実施方法について検討を繰り返す、譲渡対象犬については、健康状態、性格及び新たな飼い主に馴染めるか否かを総合的に判断する。また、譲渡希望者は事前登録制度により実施することとした。譲渡後にリスクが判明する場合があります、犬の健康チェック・性格把握及び希望者の事前審査は厳密にすることとした。

初年度は25頭を譲渡し、その後順調に推移している。実績は(表2)のとおりで平成18年以降は、30頭以上を譲渡している。

譲渡希望者の登録～譲渡犬候補の選定・決定～健康状態のチェック～飼養管理～譲渡希望者との対面～譲渡成立までの過程で、職員個々がそれぞれ研修を行った。抑留～譲渡対象までの間、特徴的な性格が現れたり罹患していたりと想定外の事態の連続で2年目くらいが大変な



図7 成犬譲渡で新しい飼い主の方と記念撮影



図8 しつけ教室

表3 犬の処分数・率の推移

	1年	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
捕獲	311	408	297	227	216	158	157	162	184	137
引取り	1,375	657	263	158	207	234	198	195	111	87
譲渡	131	84	101	81	78	127	134	120	77	76
返還	56	86	73	96	95	95	68	75	112	75
処分	1,499	895	386	208	250	170	153	162	106	73
処分率(%)	88.9	84.0	68.9	54.0	40.9	43.4	43.1	45.4	35.9	32.6



図9 犬処分数の推移

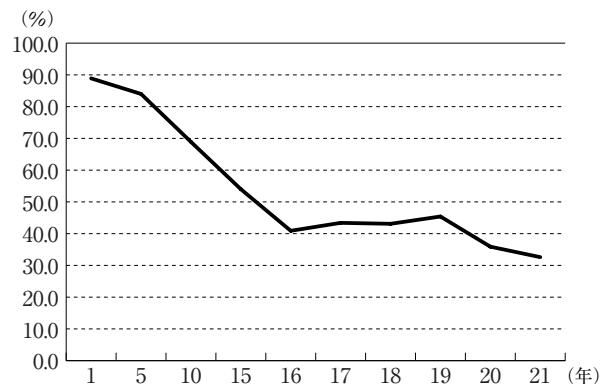


図10 犬処分率の推移

時期であった。担当職員の努力と、支える職員が一体となり、1頭でも多くの犬の命を救うという信念があっはじめて成果が上がる事業である。現在は、常時2～3頭の候補犬がおり、朝の散歩からしつけ、健康状態のチェック等を職員自らが行き譲渡成立を願っている（図8）。本事業を継続・発展させるには、如何に職員を確保し、その質を向上させるかである。単に職員増と研修を実施すればよしではなく、その情熱をもった職員を如何に確保し育てるかが大きな鍵である。

指導センターには獣医師の資格をもつ職員が5名いるが、臨床経験は全員皆無である。現在は、犬に体調異常があり手に負えない時は、開業獣医師にサポートを仰ぎ、ヨチヨチ歩きをしながらの状態である。今後は、実務を体験しながら経験したことを次に活かせる体制作りが急務である。公務員獣医師・公衆衛生関係獣医師とい

う枠組みにとらわれることなく臨床を学ぶことも大切である。そのためには、開業獣医師の理解・支援・援助は、技術的、精神的に大きな支えである。

5 犬の処分数減少

平成10年まで大幅減の状況があり、その後徐々に減少している。平成元年の1,499頭が平成21年には73頭であり95.2%の減少率である。処分率は、抑留等の実頭数が大幅に減少しているため56.3%の減少に止まっている（表3、図9、図10）。

この状況は大変喜ばしいことであり、今後も続いてほしいと願うばかりである。市民の動物愛護に関する意識が向上した結果の現れである。振り返ると、昭和40年代頃までは、犬の放し飼いは当たり前のように市内各地で見受けられた（放し飼いを禁止する条例は存在してい

表4 猫引取り数の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
飼い猫	569	491	441	449	248	312	190	108	155	104
飼い主のいない猫	1,734	1,974	1,925	2,024	2,052	2,327	2,313	1,932	2,109	1,721
引取り合計	2,303	2,465	2,366	2,473	2,300	2,639	2,503	2,040	2,264	1,825
仔猫	2,094	2,133	2,064	2,269	2,073	2,248	2,209	1,817	1,994	1,618
割合 (%)	90.9	86.5	87.2	91.8	90.1	85.2	88.3	89.1	88.1	88.7
成猫	209	332	302	204	227	391	294	223	270	207
割合 (%)	9.1	13.5	12.8	8.2	9.9	14.8	11.7	10.9	11.9	11.3

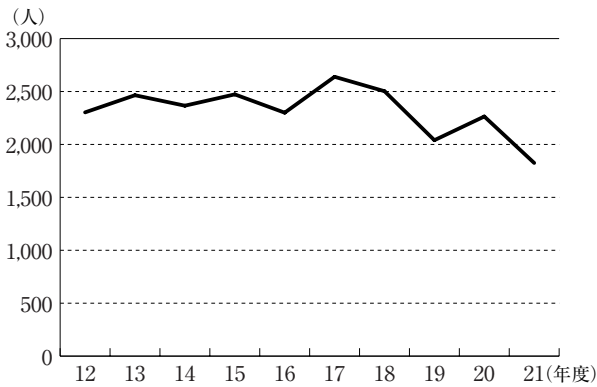


図11 猫の引取り数の推移



図12 猫引取りの仔猫が占める割合

た)。その結果、放し飼いにより不用な仔犬が生まれ、その処分に困った飼い主が不用犬として持ち込まれたり、そのまま野放図な飼育により野犬化した犬も多数いた。このような悪循環に変化が現れたのは昭和50年代である。

前述の「仔犬のふれあい広場」で記したが、飼い主責任を實踐する動きが加速し「産まれた仔犬を誰かに飼ってもらえないか？」という要望が多く寄せられるようになった。今後「不用な仔犬を産ませない努力をする」という飼い主との約束ができるものだけに限り、「譲渡会」の場を提供した。最盛期には、2カ月毎の開催で1回60～100頭の仔犬が集合した記憶がある。このような状況なので、貰い手が見つらず、処分される仔犬が相当数いた。回を重ねるごと提供される仔犬の数が減少し、平成17年を最後に終了した。

望まれない仔犬が減少したことにより犬を取巻く環境は激変し、犬に関する様々な施策は一定の成果を挙げたと捉えている。今後は、熊本市のように、胸を張って「犬処分0」を目指す方針を掲げられるようすることが目標である。

6 猫に関すること

前述したように、犬に関する様々な問題が少しずつ解決する中、それに反比例するように猫に関する問題が平成10年頃より表面化してきた。今まさに犬の昭和40年代を思わせる状況である。

平成22年6月の市議会へ「飼い主のいない猫を増や

さないための陳情」が市民で組織する会より提出され全会派一致で採択された。その要旨は、猫に関する様々な問題が表面化しているが、猫に責任はなく市民と行政が解決すべきである。動物の命を尊重し飼い主のいない猫を増やさず、近隣トラブルを解消するため行政改善と動愛法に基づく市条例の制定を求めたものである。

- (1) 飼い主責任の徹底
- (2) 不妊補助制度の改善
- (3) 猫の登録制度の確立
- (4) 殺処分の減少
- (5) 災害時に避難所へのペットゲージ設置
- (6) 市条例制定

以上を陳情項目の具体的な要望としている。

市民団体から市議会へ陳情するという本市にとっては画期的なことである。今後、これらについて市民・自治会組織・動物関係団体・学識経験者・行政等が平成23年度から同じテーブルについて、議論を進めるために準備中である。

人と密接な関係をもつ動物は、犬と猫であるが置かれている立場は大きな違いがある。犬は、狂犬病予防法や区市町の条例まで様々な法の中で順守事項を定めているが、猫にはこの類のものが皆無である。猫嫌いや被害を訴える人は、目の前に猫がいなくなればよいという派と、猫を擁護する派に分かれる。それぞれが強い主張をすることにより益々その溝が深まるという構図がある。しかし、お互いの主張の行きつく先は同じところにあるのである。猫には罪は無いとわかりつつ当事者である猫



図13 動物慰霊祭



図14 慰霊碑と休憩所

の排除を求めることと、猫に罪は無く悪さをさせた人間が悪いのであるということは、問題の提起の部分が違うだけで、あるべき姿は同じである。

顕在化していた猫の餌やりを中心に活動しているボランティアの人達の地域猫的活動が一般市民に認識され、少しずつ表舞台に出てきた。現在、このボランティアの人達の協力を得て愛護館まつりや猫に関する展示等の事業展開をしている。お互い協力できることを中心に協働事業を進めており、今後も継続し啓発活動の一翼を担ってもらうことに期待を寄せている。

7 猫の引取りについて

猫の引取りは、平成12年当時の動管法の改正により、犬猫の引取りを中核市に義務付けられた時から始めた。

表4に示したとおり、85～90%位が仔猫である。飼い主のいない猫が占める割合は、80%以上である。実頭数も常時2,000頭前後を引取り、ほとんどを殺処分している状況は、ひとつの市としては決して少ない数字ではない(図11, 12)。

以上のことから、引取り数の減少=殺処分減少となることは明白で、仔猫の引取り数を減少させることが絶対的な条件である。飼い主のいない猫が大部分を占める状況で、今後この猫達の絶対数を減少させるかが課題である。そのためには、地域住民の理解とボランティア等とに連携をとり協働できるかが大きな鍵である。

前述したとおり市民から殺処分を少なくという要望もあり今後は、これに応えることを念頭に進める予定である。

平成23年度に発足させる協議会に期待をし、多方面から意見や要望を出し合い、それぞれの場で協議検討を加え結論を出す。これを重ねながら、いわゆる猫派の人も反猫派の人も納得できるルールを作り「共生」できる町づくりを目指す。猫についての情報を共有し、問題解決に向けどのように取組むかであり、机上の空論を論ずるより実践しながら進むことが実効性はあると考える。

8 猫の不妊助成事業

静岡市獣医師会が実施している「猫対策」事業がある。この事業の一環としてノラ猫の不妊手術を希望する人に補助金を交付する制度を、獣医師会が独自に定めた制度である。

平成6年度より、市も公益性のある事業であるという判断をし、補助金を交付している。

当初は、ノラ猫を対象に年間100頭に不妊手術を行うということでスタートし、現在は800頭余の猫に不妊手術を施すまでになった。当初はノラ猫を対象にスタートしたが、平成13年度から飼い猫を含めた制度とし、本年度より再度ノラ猫のみを対象とした事業となった。本制度は、飼い主のいない猫の管理者が不妊手術を希望する場合、雄10,000円、雌20,000円の補助金を交付し手術料の負担を軽減する制度である。その結果、猫の無用繁殖を抑制させることを目的としている。当該年度の事業終了後に、実施頭数に応じ前記金額の半額を市から獣医師会に補助金を交付する制度である。

市が関わるようになった経緯は、猫に起因する問題は後を絶たず、現場職員をもってしても解決の見通しのないものばかりである。猫を排除すれば、それでよしとすることはできず、抜本的な対策が求められている。猫の絶対数を減らすことが重要であるという観点から、獣医師会の本事業に賛同しての補助金である。すでに、15年余を経過した現在でも猫に関する諸問題は厄介なものである。

振り返ると、行政が獣医師会と向き合いながらの取組みであった。この方向性は間違っていないと考えるが、より有効的な手段を検討する時期にきている。今後は、市民からの要求・要望に耳を傾け、補助金の在り方や不妊手術後の処置の仕方等についても獣医師会と検討を加え、より良い制度とすることが必要である。

9 動物慰霊

毎年、動物愛護週間行事として「静岡市動物慰霊祭」を実施している(図13)。市獣医師会・静岡動物愛護

会・市の3者が実行委員会を組織して開催している。平成22年度に第38回を数えるまでになった。市民文化会館で約1,200名が参加するまでになった大イベントである。ステージ中央に犬猫をデザインした祭壇を飾り、この1年の間に亡くなったペット動物の霊を慰める会である。会が進行するにつれ会場のあちらこちらから、すすり泣きが聞こえてくることは珍しくなく、その家庭で亡くなった動物がどんな存在であったか充分想像できる。今後も要望がある限り続けたいものである。

また、指導センター内に慰霊碑を設置している(図14)。一般家庭で亡くなった動物の火葬業務も当所の所掌事務に含まれている。慰霊碑は、指導センター建設時、市獣医師会より寄贈されたもので、当所で火葬した動物のお骨を一部納め、自由に参拝できるように開放している。この慰霊碑に30本の花瓶を用意し、自由に花を手向けることができるが、この花が途絶えることなく常に満杯状態である。土日曜日には参拝する人がひっきりなしに訪れ、在りし日の動物達に手を合わせる光景が頻繁に見られる。

自由に参拝でき何時までも忘れられることなくお参りしてもらえる動物たちは幸せである。昨今の社会の殺伐としたなかで、いろいろな事件や事故が報道されているが、この光景を見る限り無縁のような思いである。今後も市民のささやかな憩いの場として、たくさんの人達にお参りできたらと願うばかりである。

10 おわりに

動物愛護は一言でとても言い表せないくらい奥深いものである。

当市における動物行政は、狂犬病予防から始まり平成9年頃より動物愛護を云々が始まった。まだ、10年を少し経過したにすぎないが、その変わり様には目をみはるものがある。特に猫に関する諸問題には、対症療法で凌いでいたものが抜本的な対策を講じないと抜き差しならないところまできている。それだけ市民の関心や動物愛護に関する姿勢が当時と比べ物にならないくらい高まっているということである。今後は、行政のみならず獣医師会・市民団体・地域住民・動物取扱団体等と情報交換をし、各施策を展開することが重要である。そのためには、それぞれの立場を理解した上で、あるべき姿に向かう姿勢が大切である。

また、本市は動物愛護館という情報収集や発信機能を持った施設があり恵まれた環境にある。これを最大限活用し市民に動物愛護を啓発する身近な発信基地とすることが大切である。各種事業を充実させ、市民に深い理解を得るために、まだ努力が足りないと感じている。

最終目標は「動物共生できる社会づくり」である。そのために、次世代までを見つめた施策や事業展開が必要であり、今後私たちに課せられた課題であると考えている。